

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出
霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鹿児島県指令市町村第 1022 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 第 2 項及び第 3 項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。